

## 第2章 裁判上の財産分割

### 第1節 遺産分割

#### 第1款 遺産分割の裁判手続き

##### 第782条 遺産の裁判上の分割の申立て。

- ① 共同相続人または相続分の受遺者は、遺産の分割を、遺言者により、共同相続人間の合意により、あるいは、裁判所書記官または公証人により指名された受託者または分割清算人が分割を実施すべきでないとき、裁判所に請求できる。
- ② 申立書には、承継に係る者の死亡証明書、および、申立人が相続人または受遺者であることを証明する書類を添付しなければならない。
- ③ 債権者は、分割を請求できない。ただし、遺産、遺産共同体または共同相続人に対する債権者の請求権を害しない。その請求権は、遺産分割（訴訟）行為を中断または妨害することなく、対応する確認裁判で行使される。
- ④ しかしながら、遺言書または共同相続人によって（債権者と）認められた債権者、および、その権利が執行名義に記載される者は、その債権の金額が支払われるか保証されるまで、遺産分割に異議申立てできる。この申立ては、各相続人に授与される資産の引き渡し前に、いつでも提起できる。
- ⑤ 共同相続人の1人または複数の者の債権者は、分割が不正に、または、自己の権利を侵害してなされないように、自分の費用で分割に介入できる。

##### 第783条 分割清算人および鑑定評価人を指名する会議の召集。

- ① 遺産の裁判上の分割が申立てられたら、遺産の監査と目録作成が、そのように請求され、また、適切である場合、取り決められる。
- ② 前述の行為が実行された後、または、必要でなかった場合、遺産の裁判上の分割の申立てに鑑みて、裁判所書記官は、相続人、相続分の受遺者および生存配偶者を、次の10日内の日を指定して、（分割）会議に招集する。
- ③ すでに訴訟行為に参加している利害関係者の呼出しは、その訴訟代理士を通して行われる。参加していない者は、その住居が判明している場合、人的に呼び出される。（住居が）判明していない場合は、第164条の規定に従って、公示送達によって召集される。
- ④ 裁判所書記官は、また、検察官を、未成年者で適法な代理人を持たない遺産に利害関係のある者および行方不明の不在者を代理するために、召集する。検察官の代理は、未成年者が法定代理人を獲得する時点で終了し、不在者に関しては、再び不在になるとしても、裁判に出頭するか、人的に呼出しできるようになる時点で終了する。
- ⑤ 前条第5項に係わる債権者は、裁判手続きに参加している場合、裁判所書記官によって会議に招集される。参加していない債権者は招集されない、しかし、指定

日に自己の債権を証明する権原書を持ち寄って参集する場合、会議に参加できる。

#### 第 784 条 分割清算人および鑑定評価人の任命。

- ① 会議は、参集する者でもって、指定された日時に開催され、裁判所書記官が議長を務める。
- ② 利害関係者は、遺産の分割作業を実行する分割清算人の任命、および、財物の評価に介入すべき鑑定評価人の任命について同意しなければならない。評価される財物の種類ごとに、鑑定評価人を 2 人以上指名することはできない。
- ③ 会議で分割清算人の任命が同意されなかった場合は、第 341 条の規定に従って、当該（遺産分割）事項について特別な知識を持ち、裁判の場所に事務所を有する実務弁護士の中から、抽選により 1 人が指名される。鑑定評価人について合意がない場合、分割清算人が鑑定評価を実行するために必要であるとみなす鑑定評価人は、同じ手順で指名される、しかし、評価されるべき財物の種類ごとに 1 人を越えることはない。
- ④ 鑑定評価人の忌避と資金提供に関する規定は、抽選で指名される分割清算人に適用される。

#### 第 785 条 分割清算人への書類の交付。承諾した委託を履行する義務およびその期間。

- ① 分割清算人と鑑定評価人が選ばれ、場合に応じて、その事前承諾が得られると、裁判所書記官は分割清算人に（訴訟）記録を渡す、また、分割清算人と鑑定評価人が、遺産の目録作成し（これが行われていない場合）評価、清算および分割の実行に必要なすべての目的物、書類および文書を利用できるようにする。
- ② 分割清算人の（受託）承諾は、利害関係者のそれぞれに、分割清算人にその委託の履行を強制する権利を与える。
- ③ 当事者の請求により、裁判所書記官は、その命令を通して、分割清算人が分割作業結果を提出する期間を設定できる。分割清算人がそう実行しない場合、損害賠償の責任を負う。

#### 第 786 条 分割作業の実施。

- ① 分割清算人は、被相続人の承継に適用される法律の規定に従って、分割業務を実行する。しかし、遺言者が自分の資産の目録作成、評価、清算および分割について異なる方法を規定していた場合、必然相続人(\*heredero forzoso)の遺留分に害を及ぼさない限り、それらの規定に従う。いずれにせよ、不動産の過度の分割だけでなく、不分割も避けるよう努める。
- ② 分割作業結果は、開始から最大 2 か月以内に提出されなければならない、分割清算人が署名する次の内容を記載した文書に含まれる：
  1. 分割可能遺産を形成する財物のリスト。
  2. そのリストに含まれる財物の評価額。

### 3. 遺産の清算、その分割および各参加者への授与。

(訳者注：heredero forzoso とは、遺留分を有する相続人である。)

#### 第 787 条 分割作業結果の承認。それらへの異議申立て。

① 裁判所書記官は、当事者に分割作業結果を送付する、その際、異議申立てに 10 日間付与する。この期間中、当事者は司法事務局で記録と分割作業結果を調べ、要求するコピーを費用負担して入手できる。

異議申立ては、異議に係わる分割作業結果の部分とその根拠となる理由を表明して、書面である必要がある。

② 異議申立てなく当該期間が経過したら、または、利害関係者が同意を表明した後で、裁判所書記官は、分割作業結果を承認する決定を下し、それらの調書原簿化 (protocolizar) を命じる。

③ 分割作業結果に対する異議申立てが適切な時期に行われると、裁判所書記官は分割清算人と当事者を、その後 10 日以内に裁判所での出頭 (審理) に招集する。

④ 出頭 (審理) において提起された問題に関してすべての利害関係者が合意に達した場合、取り決められたことは実行され、分割清算人は分割作業において合意された修正を行う、この修正は本条第 2 項の規定に従って承認される。

⑤ 合意が得られなかった場合、裁判所は当事者の意見を聴取し、当事者が提出する、不適切でも無益でもない証拠調べを受け入れ、口頭審理裁判の規定に従って訴訟手続きの審理を続行する。

言い渡される判決は、次条の規定に従って効力を生じる、しかし、既判力としての効力を有するものではなく、利害関係者は、対応する通常裁判において、授与される財物について自己に対応すると考える権利を主張できる。

⑥ 本法第 40 条の規定により、相続財産の保証の下で行われた贈賄の罪を捜査する刑事事件が係属中であるために訴訟行為が中断されたときは、その中断は、確定裁定によって刑事事件が終了するのを待つことなく、非難される保証を無視して、利害関係者が相互の合意により別の (分割) 事実を提示するとすぐに、裁判所書記官によって解除される。この場合判決は、これの結果に従って下される。

#### 第 788 条 授与される財物の各相続人への交付。

① 分割が最終的に承認されると、裁判所書記官は、利害関係者のそれぞれに、分割で授与されたものと所有権権原証書を、そこに (裁判所) 書記が授与の表記を事前にして、引き渡す。

② それらが調書原簿化された後、裁判所書記官は、参加者にそれぞれその資産と授与の公証謄本を、それらが要求した場合、引き渡す。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、第 782 条第 4 項に係わる請求が相続債権者によってなされた場合、相続人または受遺者のいずれにも、(債権) 全額が支払われるか、または、その者の満足に保証されるかしないと、財物の引渡しは行なわれない。

## 第 789 条 共同相続人の合意による裁判手続きの終了。

裁判のどの段階でも、利害関係者はその継続から離れて、適切と考える合意を採用できる。相互の合意により（次のように）申立てられた場合、裁判所書記官は裁判を却下し、財物を相続人の自由に任せなければならない。

## 第 2 款 相続財産への（裁判所）介入

### 第 790 条 相続財産および故人の書類の確保。

① 裁判所がある者の死亡を知り、そして、遺言あるいは故人の尊属、卑属または配偶者、あるいは、同様な事実上の状況にある者または 4 親等以内の傍系親族の存在が証されないときはいつでも、職権で、必要な場合、故人の埋葬のため、および、盗難または隠蔽の対象となる故人の財物、書籍、書類、書簡および身の回り品を保護するため欠かすことができない措置を採用する。

前項に係わる者たちが行方不明の場合、または、そのうちの 1 人が未成年者で法定代理人がない場合も同様である。

② 本条の場合において、親族が出頭し、または、未成年者に法定代理人が選任されると、故人の財物および身の回り品を引き渡し、裁判所の介入を停止する。ただし、次条に規定する場合を除く。この場合、相続人確認手続き開始を進めるため、公証人のところに行かなければならない。

### 第 791 条 遺言または適法な承継に招集される親族の存在が証されないときの相続財産への裁判所介入。

① 前条第 1 項に係わる場合、そこで規定される行為が実施されると、裁判所書記官は、その命令を通して、その承継が問題となっている者が、遺言処分をして、または、しなくて死亡したかどうか調査するために適切と考える措置を採用する。この目的のために、終意行為の一般登録所 (Registro General de Actos de Última Voluntad) の証明書と死亡証明書をできるだけ早く（訴訟）記録に加えるよう命じる。

他の手段がない場合、裁判所は、命令を通して、故人の親族、友人または隣人を、この無遺言で死亡したという事実、および、適法な承継権を持つ親族がいるかどうかについて、調査するよう命じる。

② 実際に、無遺言で、また、法により相続に召集される親族なしで死亡したことが判明した場合、裁判所は、決定を通して、次のことを行うよう命じる：

1. 故人の書籍、書類および書簡を占有する。
2. 本法規定に従って、資産の管理について適切なことを処置して、財物の目録を作成し、寄託する。裁判所は、相続財産の費用で、目録作成および寄託を実行し、保証する者を任命できる。

同じ裁定において、国を無遺言相続人とする宣言が適切である場合には、対応する地方経済財務局 (Delegación de Economía y Hacienda) への通知を、実行された訴訟手続きの結果と第 1 項の規定の下で収集された文書を送付して、職権で命じる。

③ 国の総務行政局 (Administración General) または自治州の行政機関が（自己が）

無遺言相続人であるとする宣言について手続きを開始したことを裁判所に通知する時から、裁判所は、資産管理のための（管理人）指名がその機関にあることを取り決める。この場合、行政機関は保証提供を要求されず、場合に応じて自己の技術サービス部門を通して鑑定評価報告書を作成する。

行政機関は、（上記の）手続きを終了させる（行政）裁定を裁判所に通知しなければならない。上記の裁定が、行政機関に有利な無遺言相続人宣言を行うことは適切でない結論付けた場合、行政機関は、相続財産を引き続き管理することはできず、その通知から1か月以内に新しい裁判上の管理人を指名するよう裁判所に要求する。いずれにしても、この1か月の期間が過ぎると、行政機関は管理人の地位を喪失する。

その（行政）裁定が行政機関を無遺言相続人と宣言するときは、相続財産の検査を審理していた裁判所は、1か月以内に、相続財産を構成する財物と権利の引渡しに適切な処置を講じる。

#### 第 792 条 相続人の確認(\**declaración de herederos*)または相続財産の裁判上の分割の処理中の相続財産への裁判所介入。相続債権者の請求による介入。

① 前条第2項に係わる行為は、次の場合に当事者の請求により取り決めることができる：

1. 配偶者または適法な相続権を有すると信じる親族のいずれかによる請求によって、ただし、公証人に無遺言相続人確認（手続き）をとったことを証明する、または、公証人による相続人確認（手続き）とる時に相続財産への裁判所介入の申立てすることを条件とする。
2. 相続財産の裁判上の分割を申立てる時点で、共同相続人または相続分の受遺者のいずれかの者の請求によって、ただし、介入が遺言処分で明示的に禁じられた場合を除く。
3. （自己を）無遺言相続人とするその確認について手続きを開始した行政機関によって。

② 遺言書または共同相続人によって認められた債権者、および、その権利が執行名義に記載される債権者は、前条第2項の規定に従って、遺産への（裁判所）介入を請求できる。

（訳者注：*declaración de herederos* とは、被相続人の（割当）指定がない場合に、相続に招集される者たちに（各個）遺産を帰属させることを目的とする相続手続きである。ここでは、単語の意味から、“相続人の確認”と訳した。）

#### 第 793 条 目録作成のための利害関係者の最初の行為と呼出し。

① 遺産への裁判所介入が前数条に係わるケースのいずれかで取り決められると、裁判所は、決定を通して、財物、並びに、盗難または隠蔽の対象となる故人の書籍、書類、書簡および身の回り品の安全のために必須の措置の採用を、それが必要で、以前に実行されていない場合、命じる。

② 当該裁定が下されると、裁判所書記官は、目録作成の日時を指定し、利害関係

者の呼出しを命じる。

③ 目録作成に次の者が呼び出される必要がある：

1. 生存配偶者。
2. 遺言書の存在が証されなく、また、無遺言相続人の確認がなされていない場合に、相続を受ける権利を有する可能性がある、知られた親族。
3. 相続人または相続分の受遺者。
4. その請求で遺産への介入が決定されたところの債権者、および、場合に応じて、遺産分割裁判手続きに関与している債権者。
5. 検察官。ただし、正当な相続権を持つ知れていない親族が存在する可能性がある場合、あるいは、遺産に権利を有する知れたる親族、相続人または相続分の受遺者のいずれかが、その居所が不明であるため、人的に呼び出すことができない場合、または、利害関係者のいずれかが未成年で法定代理人を持たない場合を条件とする。
6. 国の訟務弁護士(abogado del Estado)、または、法律で規定される場合は、自治州の法務サービス部門(Servicios Jurídicos)。遺言書、配偶者または適法な承継の権利を有する可能性のある親族の存在が証されないとき。

#### 第 794 条 目録の作成。

- ① 指定された日時に前条で述べられるすべての者が呼び出されたら、裁判所書記官は、出頭者とともに目録を作成する。この目録には、相続財物、並びに、発見された公署証書、書類および重要な文書のリストが含まれる。
- ② 遺言処分により相続財物の目録について特別の規則が定められている場合には、その規則に従って作成される。
- ③ 指定日に目録作成が完了しない場合は、翌日以降に続けられる。
- ④ 目録への財物の記載または除外をめぐって紛争が発生した場合、裁判所書記官は、当該財物について各当事者の主張とその法的根拠を調書に記録し、利害関係者を審問に呼び出す。そして、口頭審理裁判の規定に従って手続きを継続する。

目録に財物を記載するか除外するかについて言渡される判決は、第三者の権利を侵害しない。

#### 第 795 条 相続財産の管理、保管および保全に関する裁定。

目録が作成されると、裁判所は、決定を通して、遺産の管理、保管および保全について状況に応じて対応するものを決定する、また、場合に応じて、遺言者がこれら（事項）について規定した内容に従い、また、これがない場合は、次の規則に従う：

1. 現金および公債は、法律に従って供託される。
2. 寡婦または寡夫が管理人に任命される、また、これらがいない場合は、遺産で最大の相続分を持つ相続人または相続分の受遺者が任命される。これらがいない場合、または、裁判所の判断では、（それらの者が）その業務を遂行するために必要な能力を持っていない場合、裁判所は、相続人または相続分の受遺者のいずれかの

者を、または、第三者を管理人に任命できる。

3. 管理人は、この法律で許可される方法のいずれかで、（その者に）引き渡される財物に應えるのに十分な保証を提供しなければならない。保証（額）は裁判所が設定する。しかしながら、裁判所は、管理人に任命される寡婦（夫）配偶者または相続人に、それらの者が、引き渡されるものに應えるのに十分な資産を持っている場合、保証を免除できる。

4. 相続人および相続分の受遺者は、管理人にその保証提供義務を免除できる。これについて合意がない場合、保証は、免除を与えない者の遺産の（取得）部分に比例する。いずれにせよ、法定代理人を持たない未成年者、および、居所不明のために呼出しできなかった不在者の遺産の相続分に関しては、保証が設定される。

#### 第 796 条 相続財産に対する裁判所介入の停止。

① 相続人の確認が行われると、相続財産に対する裁判所介入は停止する。ただし、そのうちの 1 人が相続財産の裁判上の分割を要求した場合を除く、この場合は、介入は、そう申立てられる場合、授与された財物が各相続人に引き渡されるまで、存続する。

② 遺産の裁判上の分割手続きの審理中、相続人は、相互の合意により、裁判所介入の停止を請求できる。裁判所書記官は、利害関係者の 1 人が未成年者で法定代理人を持たない場合、または、居所不明のために呼出しできなかった不在相続人がいる場合を除き、（書記官）決定を通して、そのように取り決める。

③ 遺言書または共同相続人によって認められる債権者、または、執行名義に記載された権利を有する債権者がいる場合で、それらの者がその債権額が支払われるか保証される前での遺産分割実行に異議申立てしたときは、支払いまたは保証が得られるまで、介入の停止は取り決められない。

#### 第 3 款 遺産の管理

##### 第 797 条 相続財産管理人の地位の占有。

① 相続財産管理人が任命され、その者が保証を提供すると、裁判所書記官は、管理人をその地位に置き、管理人がその業務のためうまく対応しなければならない者の内、裁判所書記官自身が指定する人物を知らしめる。

② 管理人がその代理権を証明できるように、裁判所書記官は、管理人に、その任命および（管理人の）地位を占有していることを証する公証謄本を交付する。

③ 相続不動産の管理の状況および管理人の任命を、抵当法で定められた要件に従って、裁判所書記官によって発される命令を通して、所有権登記簿に記録することができる。

##### 第 798 条 管理人による相続財産の代理。

相続人が相続を承諾しない間では、財産管理人は、提起される（訴訟）、または、被相続人が死亡したときに開始されたすべての訴訟において相続財産を代理する、

また、当該代理において故人が有した請求権を、相続人の確認がなされるまで、行使する。

相続が承諾されると、管理人は、不動産の管理、その保管および保全に直接係わる範囲で、相続財産の代理権を有する、また、そのような事項で、適切なものを処理することができ、また、しなければならない、そして、適切な請求権を行使する。

#### 第 799 条 計算の定期的提出。

① 管理人は、裁判所が指定する期間内に妥当な計算を提出する。期間は、遺産の重要性と条件に比例するが、いかなる場合でも 1 年を超えることはない。

② 計算を提出するとき、管理人は、そこから生じる残高を記載する、または、（寄託目的のための）施設に寄託したことを証明する領収書を提示する。前者のケースでは、裁判所書記官は、その命令を通して、すぐに寄託を取り決め、また、後者のケースでは、その日付と金額の明示的メモが（訴訟）記録になされる。

③ 計算について審理する目的で、および、管理を検査するため、または、それらの修正または承認に係わる措置を提起するために、それはいつでも要求する当事者に対して司法事務局で閲覧に供される。

#### 第 800 条 計算の最終提出。計算の否認。

① 管理人がその職務遂行をやめる場合、その者はすでに提出されたものを補完する最終計算を提出する。

② 管理人がその職務遂行をやめる場合、管理人のすべての計算は、最終的なものを含め、裁判所書記官が、その命令を通して、計算の重要性に従って指定する通常の期間司法事務局において当事者の閲覧に供される。

③ 計算に不服申立てなくその期間が経過すると、裁判所書記官は、それらを承認する、また、管理人に責任を免除することを宣言する（書記官）決定を下す。同じ（書記官）決定で、管理人が提供した保証を（管理人に）返還するよう命じる。

④ 計算が適時に異議申立てられた場合、第 438 条の規定に従って管理人が応答するように、異議申立書が管理人に送付される。当事者は、それぞれの異議申立書および回答書で審問の開催を請求できる。口頭審理裁判の規定に従って手続きは続行される。

#### 第 801 条 相続財物の保全。

① 管理人は、その責任の下で、相続財物を減損することなく保存する、また、それらに対応する賃料、収益または利益を生じさせるように努力する義務がある。

② この目的のために、財物の保存に不可欠な通常の修理を行わなければならない。修理または特別な費用が必要な場合、管理人は裁判所に通知する。裁判所は、第 793 条の第 3 項に記載される利害関係者を裁判所書記官が指定する日時に出頭（審理）で聴聞して、そして、事前の鑑定評価人の承認と予算計上を経て、事案の状況を考慮して、適切と考えるものを裁定する。



第 802 条 管財人が職務遂行において徴収した金員の行方。

① 管理人は、その職務遂行で徴収した金員を、訴訟または公証人の費用、拋出金の支払いおよびその他の通常の所用のために必要な金額のみを差し引いて、裁判所が自由処分できるよう遅滞なく寄託する。

② 前条に言及される特別費用に当てるために、裁判所は、命令を通して、通常の収入ではカバーできない場合、必要とみなされる金額を寄託分から引き抜くことを命じて、管理人の支配に置くことができる。寄託からの引抜きは、通常費用を支払う必要があり、管理人が相続財物の管理からその十分な金額を得られない場合も命じられる。

第 803 条 目録に記載された財物の譲渡禁止。当該禁止の例外。

① 管理人は、目録に記載された財物を譲渡する、または、（担保等の）負担に供することはできない。

② この規定の例外は：

1. 劣化しやすいもの。
2. 保存が難しく、費用がかかるもの。
3. その譲渡について有利な状況が生じる果実。
4. 債務の支払いまたは相続財物の管理のその他の所用をカバーするために譲渡が必要なその他の財物。

③ 裁判所は、管理人の提案により、また第 793 条第 3 項に係わる利害関係者の聴聞を経て、命令を通して、上記財物のいずれもの売却を決定できる。この売却は公証人法または非訟管轄事件の手続きの規定に従って公売で実施される。

上場が認められた有価証券は、当該市場を通して販売される。

第 804 条 管理人の報酬。

① 管理人は、次の報酬以外の報酬を受ける権利を有しない：

1. 果実および目録に含まれるその他の動産の売却による正味収益については、その 100 分の 2 を受け取る。
2. 不動産の売却およびあらゆる種類の有価証券の取立てによる正味収益については、100 分の 1。
3. 公債の売却による正味収益については、100 分の 0.5。
4. 管理にある他の収入については、前各号で示されたものとは異なる事項について、裁判所書記官は、遺産からの収益および管理の仕事を考慮して、4 から 10% を指定する。

② 裁判所書記官は、また、公正であると判断する場合、その決定を通して、管理人にその業務遂行に必要な旅費の支払いを取り決めることができる。

## 第 805 条 副次的管理(*administración subalterna*)。

- ① 故人が自分の資産を管理するために有する副次的管理は、故人がそれらの者に与えた同じ報酬と権能で保存される。
- ② 当該管理人は、自身を裁判上の管理人の部下と見なして、自己の計算を提出し、収集したものを裁判上の管理人に送付する、しかし、正当な理由による場合、また、裁判所書記官の（決定を通して）許可を得た場合を除いて、裁判上の管理人から分離できない。
- ③ 同じ許可でもって、裁判上の管理人は、その責任の下に、（副次的管理人に）生じる欠員を補充できる。

## 第 2 節 夫婦財産制の清算のための裁判手続き

### 第 806 条 適用範囲。

特定の負担と義務に服する財物と権利の（夫婦）共通財産の存在を結婚協定または法規定により決める夫婦財産制の清算は、夫婦の合意がない場合、本節の規定および適用される民事規則に従って、実行される。

### 第 807 条 管轄。

（婚姻）無効、別居または離婚の訴訟を審理している、審理したことがある、または、その管轄権を持っていた第一審裁判所または女性に対する暴力裁判所 (*Juzgado de Violencia sobre la Mujer*)、あるいは、民法で規定された理由のいずれかにより夫婦財産制の解消について訴訟行為がなされる、または、なされていた裁判所に、（夫婦財産制）清算の裁判手続きを審理する管轄がある。

### 第 808 条 目録作成の申立て。

- ① （婚姻）無効、別居または離婚の訴えが受理された後、または、夫婦財産制の解消が請求された場合、夫婦のいずれもまたはその相続人も目録作成を申立てできる。
- ② 前項に係わる申立てには、民事法に従って目録に含めなければならないさまざまな項目欄を、適切に分離して、記録する提案書を添付する必要がある。

申立書には、提案書に含まれるさまざまな項目欄を説明する書類も添付される。

### 第 809 条 目録の作成。

- ① 前条に係わる申立てを踏まえ、裁判所書記官は、配偶者の呼出しを命じて、最長 10 日以内に目録作成に移行するために、日時を指定する。

指定された日時に、裁判所書記官は、夫婦とともに、問題の夫婦財産制に関する民法の規定に従って、夫婦共有財産の目録を作成する。

夫婦の一方が正当な理由なく指定日に出頭しないときは、出頭した配偶者の目録作

成提案に同意したものとみなされる。この場合も、夫婦双方が出席して合意に達したときと同じく、調書に記載され、（訴訟）行為は完結したとされる。

同日または翌日に、裁判所は目録に含まれる財物の管理と処分に関して妥当なものを裁定する。

② 目録へのなんらかの事項の記載または除外について、または、いずれかの項目の量について紛争が発生した場合、裁判所書記官は、当該（紛争）財物に関する各当事者の主張とその法的根拠を調書に記録する、そして、利害関係者を審問に呼び出して、口頭審理裁判の規定に従って手続きは継続する。

判決は、夫婦共有財産の目録を承認して、発生したすべての問題について裁定する、そして、共有財物の管理と処分に関して妥当なものを定める。

#### 第 810 条 夫婦財産制の清算。

① 目録が完成し、場合に応じて、夫婦財産制の解消を宣言する裁定が確定すると、夫婦のいずれか、または、死亡している場合は、その相続人は、その清算を申立てできる。

② 申立書には、各配偶者に必要な補償と返済の支払いを、および、取り分の形成において、適用される民事法規則が規定する優先順位を考慮に入れて、対応する割合で残りを分割することを含む、清算提案書を添付する必要がある。

③ 清算の申立てが受理されると、裁判所書記官は、最長 10 日以内に、夫婦、または、死亡している場合、その相続人が合意に到達するために、裁判所書記官の前に出頭しなければならない日時を指定する。合意が得られない場合は、分割作業を行なうために、分割清算人を、場合に応じて、鑑定評価人を指名する。

④ 正当な理由なく、夫婦のある者、または、それが死亡した場合、その相続人が期日に出頭しないときは、その配偶者、または、それが死亡した場合、出頭したその相続人が作成する清算の提案に合意したものとみなされる。この場合でも、また、夫婦が出頭して、または、死亡した場合、その相続人が合意に達する場合でも同様に、合意は調書に記録される、また、本法第 788 条の最初の 2 項の規定に従って合意は実行され、（訴訟）行為は終了したとみなされる。

⑤ 夫婦間で、または、死亡した場合、その相続人の間で、夫婦財産制の清算について、合意に達しない場合、本法第 784 条の規定に従い、（書記官）命令を通して、分割清算人の任命、および、場合に応じて、鑑定評価人の任命に移行する。第 785 条以降の規定に従って手続きは続行する。

#### 第 811 条 収益分配制(\*régimen de participación)の清算。

① 夫婦財産制の解消を宣言する裁定が確定するまで、収益分配制の清算を申立てできない。

② （収益分配制清算の）申立書には、各配偶者の初期および最終資産の見積もりを含む清算案を添付する必要がある。これには、場合に応じて、資産の増加が大きい配偶者が支払うべき金額が示される。

③ 清算の申立てに留意して、裁判所書記官は、合意に達するために夫婦がその前

に出頭しなければならない日時を最大 10 日の期間内に指定する。

④ 夫婦の一方が正当な理由なく指定日に出頭しないときは、出頭した配偶者の清算案に合意したものとみなす。この場合でも、また、夫婦が出頭して、合意に達する場合でも同様に、合意は調書に記録され、（訴訟）行為は終了したとみなされる。

⑤ 夫婦間に合意がない場合、裁判所書記官は夫婦を審問に呼び出し、口頭審理裁判の規定に従って手続きは続行される。

判決は、各配偶者の最初と最後の資産、および、場合に応じて、その資産の増加が大きい配偶者が支払わなければならない金額と支払い方法を決定して、生じたすべての問題について裁定する。

（訳者注：régimen de participación とは、夫婦財産制の一種で、その制度においては各配偶者が自己の財物の所有権、使用权、管理および自由処分権を有しているが、夫婦財産制が消滅するとき、各配偶者、または一方配偶者が、財物全体および収益に参加する権利を他方配偶者に保持する夫婦財産制である。）